

アメリカ家族計画の概要および 政権発足後の医療政策

京都橘大学教授

高山 一夫



バイデン大統領は、2021年4月28日（日）

本時間4月29日）に上下両院合同会議において、はじめての演説を行いました^①。1時間を超える演説のなかで、バイデン大統領は、内政と外政の両面にわたる政権の施政方針を示しました。演説の主な内容は、①大統領就任後の100日間における米国の復活とワクチン接種の大幅な進捗、②アメリカ救済プラン法（本誌5月号で紹介）がもたらした成果、③アメリカ雇用計画（本誌6月号で紹介）への支持の訴え、④アメリカ家族計画の提案（後述）、⑤医療政策とくにACA法（オバマケア）の強化、⑥施策を実現するための税制改革、⑦外交・安全保障、特に中国との競争、⑧気候変動対策、⑨国内における人種差別との闘い、⑩銃規制と移民制度改革の訴え、そして、⑪投票制度の改悪の阻止と

民主主義の擁護についてです。

演説では、バイデン大統領自身の個人的な体験も交えつつ、印象的なフレーズがいくつも用いられました。私の印象に残ったものをいくつか紹介しますと、「医療は特権ではなく権利であるべきだ」（Healthcare should be a right, not a privilege in America）^②「白人至上主義とはテロリズムである」（White supremacy is terrorism）^③「トリクルダウンの経済が機能したことはない。貧困層と中間層の引き上げによって経済を成長させるときが来た」（trickle-down economics has never worked and it's time to grow the economy from the bottom and the middle out）^④などが挙げられます。経済の低迷とコロナ禍に苦しむ日本人が読んでも、感銘を受ける箇所が多い演説です。本連載の読者

の皆様におかれましては、ぜひ御一読をお勧めしたいと思います^⑤。

今回の連載では、バイデン大統領が演説で紹介したアメリカ経済計画の概要を紹介するとともに、政権発足後の医療政策動向についていくつか取り上げたいと思います。

1. アメリカ家族計画の概要

アメリカ家族計画（American Families Plan）は、アメリカ救済プラン法（2021年3月に成立、ARPA法）とアメリカ雇用計画（American Jobs Plan）に続く、「より良い復興」（Build Back Better）の第3弾と位置付けられます^⑥。アメリカ家族計画の予算規模は、向こう10年間にわたり1兆8000億ドル（8

000億ドルは税控除分）であり、ARPA法（1・9兆ドル）やアメリカ雇用計画（2兆ドル^⑤）に匹敵します。

アメリカ家族計画の主な内容を見ると、まず歳出項目では、①教育（未就園児を含めた児童や低所得の学生に対する支援など10年間で5060億ドル）、②家族および児童（保育の拡充や有給休暇・病気休暇制度の創出など同4950億ドル）、③税額控除の拡充（同8550億ドル）で、合計1兆8000億ドルです。歳入項目では、①タックス・ギャップの是正により10年間で7000億ドル、②高所得世帯に対する課税の引き上げで同8000億ドル、合計1兆5000億ドルを見込んでいます。その結果、アメリカ家族計画全体としては、10年間の連邦財政の純負担額は3000億ドルと試算されます（表を参照）。

表に示した通り、今回新たに提案されたアメリカ家族計画では、2年制のコミュニティ・カレッジの学生、また、黒人・先住民・マイノリティなどを対象とする大学・教育機関の学生たちが学業を続けられるよう、学費援助や奨学金制度を拡充しています。名門大学に集うエリート学生ではなく、アメリカの地域社会を支え、また

文化的な多様性を担う若者たちを支援することで、将来的にアメリカ社会の分断が緩和されることを期待していることかと思えます。また、未就園児に対する無料保育の提供や児童税額控除など、子育て世帯に対する支援を提起しつつ、子どものいない世帯に対しても勤労所得控除制度の恒久化を目指すなど、ひろく低所得および中間所得層を支援する施策が盛り込まれていることも、注目されるでしょう。

医療に関連した施策としては、ACA法の適格医療保険の加入者に対する保険料補助の拡充を指摘できます。ホワイトハウスの発表によれば、すでに成立したアメリカ救

表 アメリカ家族計画の概要

主な歳出項目	1兆8000億ドル ¹⁾	主な歳入項目	1兆5000億ドル
①教育	5060億ドル ²⁾	①タックス・ギャップ（過少申告等）の是正	7000億ドル
・3・4歳の未就園児に対する保育の無償化	2000億ドル	・内国歳入庁の予算増額	▲800億ドル
・2年制のコミュニティ・カレッジの学費無償化	1090億ドル	・税務監査の強化、IT申告・税務申告者制度の活用など	7800億ドル
・低所得者向け奨学金制度（Pell Grants）の拡充	800億ドル	②高所得世帯に対する課税の引き上げ	8000億ドル
・貧困地区の学生を支援するコミュニティカレッジにおける卒業率向上のための投資	620億ドル	・キャピタルゲイン・配当課税の引き上げ（当初所得100万ドル超世帯が対象）	4000億ドル
・4年制の黒人・先住民・マイノリティ向けの大学・教育機関の低所得学生に対する2年間の学費援助	390億ドル	・3.8%のメディケア税率の適用（40万ドル以上世帯が対象）	2000億ドル
②家族および児童	4950億ドル ²⁾	・個人所得税の最高税率を37%から39.6%に引き上げ	1000億ドル
・保育料の低減、保育の質向上、保育士の教育訓練基金	2250億ドル	・巨額の事業損失計上の制限を恒久化	1000億ドル
・全国的な有給休暇・病気休暇制度の創出	2250億ドル		
・夏季休暇中の児童に対する無料の食事の提供	250億ドル		
・最貧地区の児童に対する無料の食事の提供	170億ドル		
③税額控除の拡充	8550億ドル		
・ARPA法による児童税額控除の延長（2025年まで）	4500億ドル		
・ARPA法によるACA法適格医療保険料控除の恒久化	2000億ドル		
・ARPA法による勤労所得税額控除（子どものいない世帯への適用）の恒久化	1250億ドル		
・ARPA法による一時的児童扶養手当税額控除（子どものいない世帯向け）の恒久化	800億ドル		
		（総計）10年間の連邦財政の純負担額	3000億ドル

1) 各歳出項目間に重複や推計上のばらつきが含まれるので、歳出項目の単純合計とは異なる。

2) 表には主な施策のみを掲載したため、各施策に係る歳出額の合計とは異なる。

出所) Committee for a Responsible Federal Budget, "What's in President Biden's American Families Plan?"より作成。

済プラン法は、向こう2年にわたり医療保険料を引き下げることを定めており、月に平均して50ドルの保険料負担を軽減しています。そのうえで、今回のアメリカ家族計画が成立すれば、保険料負担を軽減する仕組みが恒久化されるため、900万人の医療保険料が安くなり、無保険者もさらに400万人減少することです。さらに、同じ発表において、バイデン大統領は、ACA法の拡充、薬価の引き下げ、個人加入型医療保険における医療保険料と患者自己負担の軽減、そして新しい公的医療保険プラン（パブリック・オプション）の創設を通じた60歳からのメディケア（公的高齢者医療保険）加入とメディケイドの受給ギャップの改善などに、今後取り組みことを明らかにしています。

アメリカ雇用計画、アメリカ家族計画、そして今後の医療制度改革のいずれに対しても、共和党との対立は必至であり、成立にはかなりの困難が伴います。政治的な妥協点はあるのでしょうか。一例として、『アメリカ医師会雑誌』に掲載されたブレンドン氏による世論調査の分析によれば、ACA法の拡充や国民皆保険（メディケア・フォール・オール）に対する両党支持者の賛否は明確に分かれたものの、パブリッ

ク・オプションに対する賛否に関しては、民主党支持者の82%（n=703）に対して、共和党支持者（n=580）も62%と、比較的似たような傾向を示しました。この点に、医療制度改革のための超党派的な法案作りの可能性があるのかもしれませんが、ただし、同論文では、共和党支持者は政府の責任による皆保険制度を支持しているわけではなく、同党支持者の64%はACA法を解体して州レベルの民間医療保険システムに代えることを求めていると、釘を刺しています⁽⁶⁾。

2、バイデン政権における医療分野の政策動向

バイデン政権成立後の医療政策動向についても、少し補足をしたいと思います。

まず、ACA法違憲判決のその後の状況についてです。本誌1月号でも紹介したように、米国司法省は、2020年11月に連邦最高裁判所が開催した口頭弁論において、原告側のテキサス州らを支持しました⁽⁷⁾。ACA法違憲訴訟の原告であるテキサス州らの主張を簡単に振り返りましょう。原告は、トランプ政権下で成

立した2017年税制改革法（Tax Cuts and Jobs Act）の施行に伴い、ACA法が医療保険の未加入者に課した罰金がゼロに引き下げられたことを理由として、ACA法の罰金に係る条項は、いまや議会の課税権から逸脱しており、合衆国憲法に違反していると主張しています。さらに、医療保険加入を促す罰金制度がACA法全体と不可分の規定であるとして、ACA法の全体も憲法違反であると断じています。2020年11月の時点では、司法省はこうした見解を支持していました。

しかし、バイデン政権の発足に伴い、司法省は前言を撤回し、ACA法を擁護する側に転じました。政権が交代したとはいえ、司法省が判断をひっくり返すのは、きわめて異例のことだそうです。司法省の訟務長官（Solicitor General）が連邦最高裁長官に宛てたレター（2021年2月10日付）をみると、2017年税制改革法は罰金制度に係る規定そのものを廃止したわけではなく、保険に加入しないという合法的な選択に係る金銭的な負担を廃止しただけであり、これをもって合衆国憲法に違反するとは考えられないと述べています。また、仮に最高裁が罰金制度に係る規定を違憲だと判断した

としても、同規定はACA法の全体と分離可能であり、ACA法の全体が違憲となるわけではないとも述べています⁽⁸⁾。ACA法違憲判決については、6月末には連邦最高裁による司法判断が示される予定であり、その内容が大いに注目されます。

第2に、医療扶助メディケイドの適用除外条項(waiver)の見直しについてです。本連載でも紹介しましたが、トランプ政権は、州政府の申請に基づき、メディケイドの受給者に就労(一定の教育訓練やボランティア参加を含む)を義務付けることを許可しました⁽⁹⁾。しかし、バイデン政権の発足に伴い、メディケア・メディケイド庁は、2021年2月12日に、そうした許可はメディケイドの目的に寄与しないとして、許可の撤回手続きを開始することをアーカンソー州に通告⁽¹⁰⁾。その後、ミシガン州、ニュージャージー州、ウィスコンシン州に対して同様のレターを発出しました。連邦最高裁判所も、バイデン政権の依頼を受けて、3月29日に予定していた、アーカンソー州とニューハンプシャー州におけるメディケイド受給者の就労義務化に関する口頭弁論を、中止しました。

カイザー・ファミリー財団の調査によれば、

2021年4月の時点で、これまでに就労義務化を申請した19州のうち、裁判所による取消しが4州(アーカンソー州、ミシガン州、ニュージャージー州、ケンタッキー州)、保留が7州、許可・施行前が6州、そして施行中が2州(インディアナ州とユタ州)とのことです⁽¹¹⁾。ただし、すでに許可された州に対しても、今後、メディケア・メディケイド庁による再検討がなされ、撤回される可能性が高いそうです。トランプ政権が史上初めて許可したメディケイド受給者の就労義務化の流れについては、バイデン政権によって阻止されたといえるでしょう。

そのほかにも、大統領令を通じた医療保険取引所における特別加入期間の設定や、CARERS法など一連のコロナ対策立法に起因するメディケアの診療報酬の自動削減措置(2021年度より2%削減)の発動停止をめぐる攻防なども、注目されます。紙面の都合上、これらの政策動向については、次回以降の連載において取り上げたいと思います。

文

謝辞・ブレンドン氏他の論文をはじめ、アメリカ医療に関する貴重な情報と文献をご紹介いただいた二本立先生(日本福祉大学名誉教授)に深く感謝申し上げます。

(1) <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/speeches-remarks/2021/04/29/remarks-by-president-biden-in-address-to-a-joint-session-of-congress/> (2021年5月25日最終アクセス、以下、同じ。)

(2) 『日本経済新聞』ウェブサイト、演説全文の日本語訳が掲載されています。
(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN043OQ0U1A500C2000000/>)

(3) 「より良い復興」(Build Back Better)の語は、2015年に仙台市で開催された国連防災世界会議(UNDRR)において安倍首相(当時)が用い、同会議で採択されたそうです。内閣府ホームページ(<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/fukko/index.html>)参照。

(4) <https://www.whitehouse.gov/build-back-better/>

(5) その後、共和党からの対案の提出(予算規模5680億ドル)をうけて、バイデン政権は、アメリカ雇用計画の予算規模を1兆7000億ドルに引き下げました。

(6) Blendon, R.J., et al. (2021). "The Future of Health Policy in a Partisan United States: Insights from public opinion poll", *JAMA* 325(13): 1253-4.

(7) 高山一夫「アメリカの医療政策動向 (6) バイデン新政権における医療政策の見通し」『文化連情報』514号、2021年1月、46-49頁。

(8) https://www.supremecourt.gov/DocketPDF/19/19-840/168649/20210210151147983_19-840%2019-1019%20CA%20v%20TX.pdf

(9) 高山一夫「アメリカの医療政策動向 (4) ACA法をめぐる近年の動向とその行方」『文化連情報』512号、2020年11月、32-36頁。

(10) <https://www.medicaid.gov/medicaid/section-1115-demonstrations/downloads/ar-works-cms-ltr-state-demo-02122021.pdf>

(11) <https://www.kff.org/medicaid/issue-brief/medicaid-waiver-tracker-approved-and-pending-section-1115-waivers-by-state/>